

「あいち地域安全戦略 2020」について

1 策定の趣旨

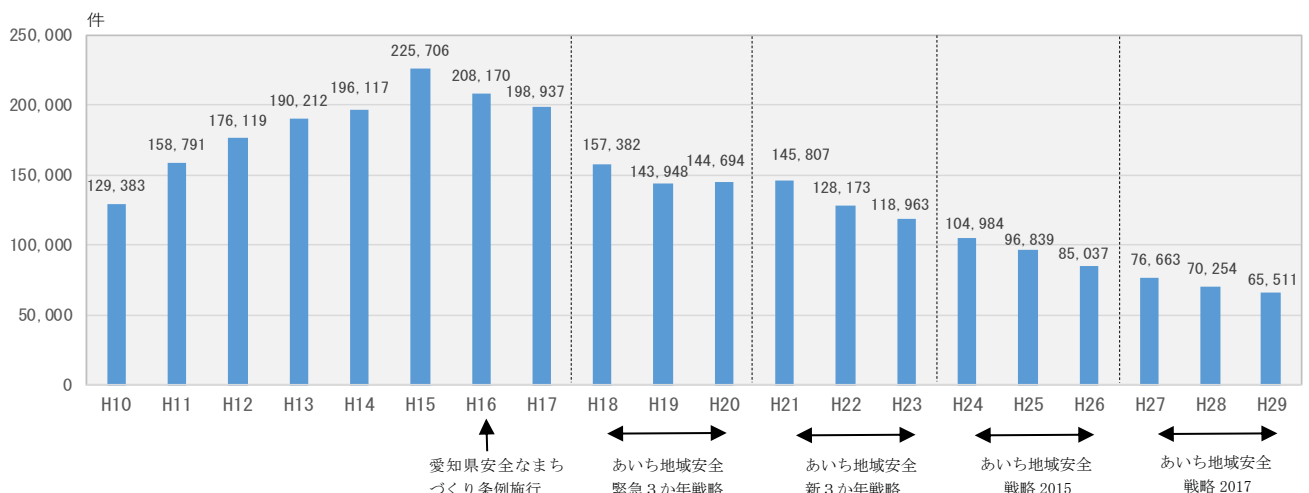
- 本県では、平成 18 年以降、4 次にわたり、短期・集中的な 3 年毎の地域安全戦略を策定し、県民総ぐるみで安全なまちづくりに取り組んできた。
- 現行の「あいち地域安全戦略 2017」の戦略期間（平成 27～29 年度）が満了することから、新たな地域安全戦略を策定するものである。

2 戦略の概要

○ 本県の刑法犯認知件数の状況

- ・平成29年の刑法犯認知件数は約 6 万 5 千件となり、戦後最多を記録した平成15年の約 3 割まで減少した。
- ・しかし、住宅対象侵入盗や自動車盗は、依然として全国ワースト上位を占めており、また特殊詐欺が多発するなど、県民の安全・安心を脅かす犯罪が身近で発生している。

【刑法犯認知件数の推移】



【住宅対象侵入盗、自動車盗の認知件数と全国順位】

単位: 件

年	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
住宅対象侵入盗	9,821	8,966	8,077	7,703	8,672	7,076	7,205	7,467	5,213	4,900	4,154	3,676
	4位	1位	1位	1位	1位	1位	1位	1位	1位	1位	1位	1位
自動車盗	3,724	3,053	4,001	4,442	3,608	5,026	3,186	2,712	2,724	2,205	1,349	1,127
	3位	3位	1位	1位	1位	1位	1位	2位	1位	1位	4位	4位

【特殊詐欺の認知件数と被害額】

年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
認知件数	398	248	395	688	875	1,060	648
被害額 (万円)	94,791	87,869	189,379	357,092	328,058	338,353	109,096

○ 次期戦略の特徴

- ・多発している①住宅対象侵入盗、②自動車盗、③特殊詐欺の3つの犯罪への対策を最重点項目として位置付け。
- ・住宅対象侵入盗については、全国ワースト1位の返上を目指し、更に高い目標(平成32年までに年間2,500件以下)を設定。
- ・「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年12月施行)を踏まえ、新たに「再犯防止対策の推進」を重点施策として位置付け。
- ・社会的影響の大きい危険ドラッグ等の「薬物乱用防止対策の推進」、反社会的勢力である「暴力団対策の推進」を強化するため、従来、1つの重点施策に集約していたものを、それぞれ個別の重点施策として位置付け。
- ・障害者に対する暴力や虐待の事例を受け、新たに「障害者に対する安全対策の推進」を重点施策に位置付け。
- ・重点施策「犯罪被害者等への支援」に、新たに「性犯罪・性暴力被害者のための支援」を主要事業として位置付け。

○ 次期戦略と現行戦略の比較

名 称		「あいち地域安全戦略 2020」	「あいち地域安全戦略 2017」
期 間		3年間(H30～32年度)	3年間(H27～29年度)
目 標		刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指す。 最重点項目として、住宅対象侵入盗、自動車盗、特殊詐欺への対策を位置付け	刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指す。
最重点項目の数値目標	住宅対象侵入盗	平成32年までに年間2,500件以下とする	平成29年までに年間3,500件以下とする
	自動車盗	毎年減少させる	平成29年までに年間2,000件以下とする
	特殊詐欺	毎年減少させる	数値目標なし
体 系		3つの基本戦略	3つの基本戦略
		26の重点施策	24の重点施策
		99の主要事業	85の主要事業

○ 戦略の体系

3つの基本戦略（Ⅰ～Ⅲ）の下に、26の重点施策（1～26）と99の主要事業（◆）を位置付け。

I 防犯意識の高揚と地域防犯力の向上
<防犯意識の高揚>
1 県民総ぐるみ運動の展開 県民、事業者、団体、市町村の参加を得て、地域が一体となった県民総ぐるみ運動を展開します。 ◆安全なまちづくり県民運動の実施 ◆安全なまちづくり愛知県民大会の開催 ◆防犯キャンペーン等の実施
2 県民への意識啓発・情報提供の推進 各種広報媒体の活用やイベントの開催・共催などにより、犯罪防止の意識啓発や情報提供を進めます。 ◆広報紙、各種窓口対応時等による広報啓発活動の実施 ◆防犯ネットワーク等を活用した防犯情報の提供 ◆交通安全事業など、他事業と連携した啓発活動の推進
<地域防犯力の向上>
3 自主防犯団体の設立促進と活発化支援 犯罪の防止に大きな効果がある自主防犯団体の設立促進や活動の活発化を支援します。 ◆自主防犯団体の設立促進 ◆自主防犯団体活動の活発化支援 ◆地域の特性に合った自主防犯活動の取組の促進 ◆活動功労者等に対する表彰の実施 ◆団体間の情報共有、交流促進 ◆防犯ボランティア活動リーダーの養成 ◆防犯ボランティア研修の参加促進
4 市町村の推進体制の充実と施策の促進 市町村に対して、安全なまちづくりを推進するための協力や助言等を行います。 ◆安全なまちづくりの推進に係る助言、施策の促進 ◆防犯情報の提供
5 事業者、団体の安全なまちづくりへの参画促進 事業者、団体による自主防犯活動の実施や防犯ボランティア活動への参加を促進します。 ◆安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ制度の推進 ◆防犯 CSR 活動の促進 ◆新たな防犯対策の導入促進
II 犯罪の起きにくい社会づくり
6 規範意識向上のための啓発と教育の充実 道徳教育及び交通安全教育並びに少年非行防止対策を推進し、規範意識の向上を図ります。 ◆規範意識の向上 ◆少年非行防止対策の推進
7 再犯防止対策の推進 再犯の防止を推進するため、犯罪をした者等への就業機会や住居の確保等の支援に努めるとともに、県民の理解を深めるための広報啓発活動を実施します。 ◆就業機会や住居の確保及び福祉サービス等の提供による支援 ◆薬物依存を有する者への支援 ◆学校等と連携した修学等の支援 ◆再非行防止の支援を始めとした犯罪をした者等の特性に応じた支援 ◆県民への理解促進のための広報啓発活動の実施 ◆関係機関との連携の推進
8 防犯性の高い住まい・まちづくりの推進 防犯上の指針に適合した住宅・公園・道路・自動車駐車場等の整備と普及を推進します。 ◆犯罪の防止に配慮した公園・道路・自動車駐車場等の整備・維持管理 ◆犯罪の防止に配慮した公営住宅等の整備・修繕 ◆犯罪の防止に配慮した住宅団地等の普及 ◆防犯性能に優れた住宅・マンション等の普及 ◆街路灯、センサーライト、補助錠等防犯設備の普及促進 ◆空き家対策の促進
9 防犯カメラの設置促進による犯罪抑止 防犯カメラの設置を促進し、犯罪を抑止します。 ◆防犯カメラの普及促進 ◆歓楽街等における防犯カメラの設置促進
10 治安悪化要因への対策の推進 犯罪インフラ対策を推進するとともに、街頭活動や捜査活動等を強化するための体制の充実を図ります。 ◆犯罪インフラ対策の推進 ◆治安基盤の整備

11	<p>歓楽街における環境浄化</p> <p>栄地区などの歓楽街において、地域住民と協働して環境浄化活動を行います。また、酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例等に基づき、違法風俗店等の取締りを推進します。</p> <p>◆環境浄化による歓楽街を中心とした地域の活性化支援 ◆違法風俗店等の取締りの推進 ◆暴力団排除活動の推進と暴力団・不良来日外国人による犯罪の取締り強化</p>
12	<p>外国人も安心して暮らせるための支援、不法滞在外国人を減少させるための対策の推進</p> <p>外国人への情報提供や就学等の支援を推進します。また、不法滞在外国人を減少させるため、広報啓発や関係機関と連携した取締りを推進します。</p> <p>◆多言語による情報提供 ◆多文化共生教育の支援 ◆外国人集住地域等における安全確保のための警察活動の推進 ◆不法就労・不法滞在防止等のための広報啓発活動の推進 ◆不法就労・不法滞在の取締りの推進</p>

III 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

<p><広報啓発活動、検挙活動・街頭活動の重点実施></p>	
13	<p>県民への意識啓発・情報提供活動の推進、検挙活動・街頭活動の重点実施</p> <p>県民の安全・安心を脅かす犯罪や、本県の刑法犯認知件数に占める割合の高い犯罪に対する県民の意識啓発や情報提供を推進します。併せて、検挙活動・街頭活動を重点的に実施するとともに、新たな犯罪に対しても迅速に対応します。</p> <p>◆犯罪情勢に即応した広報啓発活動の実施 ◆多発する地域における防犯活動の促進 ◆各種業界とのタイアップによる防犯キャンペーン等の実施 ◆街頭活動及び重要事件その他多発する犯罪に対する検挙活動の強化</p>
<p><県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策></p>	
14	<p>住宅対象侵入盗を始めとする侵入盗対策の推進</p> <p>防犯器具（CP建物部品）や補助錠の普及、防犯診断を含めた防犯教室の開催及び防犯設備アドバイザーの派遣などの取組を進め、住宅対象侵入盗の認知件数を「平成32年までに年間2,500件以下」とすることを目指します。</p> <p>◆多発地域における抑止対策の推進 ◆防犯器具（CP建物部品）等の普及 ◆住宅関連事業者との連携の推進 ◆防犯設備アドバイザーの派遣</p>
15	<p>自動車盗を始めとする自動車関連窃盗対策の推進</p> <p>盗難自動車等の流通阻止に向けた対策や防犯性の高い自動車の開発、普及を促進するなどの取組を進め、自動車盗の認知件数を「毎年減少させる」ことを目指します。</p> <p>◆防犯性の高い駐車場の普及 ◆盗難自動車等の流通阻止に向けた対策の推進 ◆自動車関連事業者との連携の推進</p>
16	<p>特殊詐欺対策の推進</p> <p>被害者層に応じた被害防止活動や県民、事業者等と一体となった被害防止などの取組を進め、特殊詐欺の被害を「毎年減少させる」ことを目指します。</p> <p>◆被害者層に応じた被害防止活動の推進 ◆金融機関等と連携した被害防止活動の推進 ◆県民、事業者等と一体となった被害防止活動の推進 ◆被害防止機器の普及促進 ◆捜査情報の収集の推進</p>
17	<p>多発犯罪対策の推進</p> <p>刑法犯認知件数に占める割合が高い自転車盗・万引き、他の都道府県と比較して認知件数の多い自動販売機ねらいへの対策に取り組みます。</p> <p>◆自転車盗対策の推進 ◆万引き対策の推進 ◆自動販売機ねらい対策の推進</p>
18	<p>薬物乱用防止対策の推進</p> <p>関係機関と連携し薬物乱用防止に向けた広報啓発活動を実施するとともに、薬物乱用者等に対する取締りを強化します。</p> <p>◆薬物乱用防止に向けた広報啓発活動及び再乱用防止に向けた啓発の推進 ◆子供に対する薬物乱用防止教育の推進 ◆関係機関との連携の推進 ◆薬物密売組織、乱用者等に対する取締りの強化</p>
19	<p>暴力団対策の推進</p> <p>暴力団等反社会的勢力の排除に関する広報啓発活動や、社会から孤立させるための対策を推進します。</p> <p>◆暴力団等反社会的勢力の排除に関する広報啓発活動の実施 ◆暴力団等反社会的勢力を孤立させるための対策の推進</p>

20	<p>サイバー空間の安全と安心を確保するための対策の推進</p> <p>社会全体のセキュリティ意識の向上や、民間事業者等との連携による被害の未然・拡大防止対策を推進するとともに、サイバー空間における取締りを強化します。</p> <p>◆サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体の意識の向上 ◆サイバーボランティア活動の促進 ◆民間事業者等との連携による被害の未然・拡大防止対策の推進 ◆サイバー空間における取締りの強化</p>
<子供に対する安全対策の推進>	
21	<p>学校内及び通学路等における児童・生徒に対する犯罪対策の推進</p> <p>児童・生徒への安全教育や学校、地域での防犯教育の充実に取り組みます。また、児童の登下校時及び学校内の安全確保のため、地域ぐるみで学校の安全体制の整備を進めるとともに、市町村、団体などとの連携強化を推進します。</p> <p>◆教職員への安全教育研修の実施 ◆連れ去り事案等に対する実践的な防犯教室等の開催 ◆校内の安全確保 ◆通学路の安全対策 ◆放課後の安全確保 ◆防犯少年団活動の促進 ◆スクールガード活動の充実 ◆こども110番の家の推進 ◆情報提供活動の推進</p>
22	<p>インターネット上の犯罪から子供を守る取組の推進</p> <p>インターネット上の有害情報から子供を守るため、スマートフォン・携帯電話に対するフィルタリング等の普及促進を図ります。</p> <p>◆安全利用のための教育の充実及び保護者への啓発 ◆有害環境への対応</p>
23	<p>児童虐待防止対策の推進</p> <p>継続的な啓発活動や児童相談センターの機能強化を図るとともに、関係機関との連携や情報共有を推進します。</p> <p>◆児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の充実 ◆虐待事案への対応強化 ◆関係機関との連携の推進</p>
<女性・高齢者・障害者に対する犯罪対策の推進>	
24	<p>女性・高齢者・障害者に対する犯罪対策の推進</p> <p>ひったくり等の被害に遭いやすい、女性・高齢者を対象とする犯罪対策の充実を図ります。また、障害のある人が安心して暮らせるよう、本人や家族が相談できる体制づくりや虐待防止の啓発等に取り組みます。</p> <p>◆防犯意識を高めるための広報啓発活動の実施 ◆ひったくりや性犯罪などに対するフォーラム等の開催 ◆女性・高齢者を対象とする犯罪の抑止及び検挙活動 ◆高齢者の見守り活動の推進 ◆障害者に対する相談支援活動及び障害者の虐待防止・権利擁護・差別解消の推進</p>
25	<p>ストーカーやDV等対策の推進</p> <p>ストーカーやDV、児童買春や児童ポルノ製造等の子供の性被害の防止対策の充実を図ります。</p> <p>◆ストーカー・DV等対策の広報啓発及び検挙活動 ◆相談・支援体制の充実 ◆関係機関との連携の推進</p>
<犯罪被害者等への支援>	
26	<p>犯罪被害者等への支援</p> <p>犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、県民への理解促進のための広報啓発活動を実施します。また、相談・カウンセリングや情報提供の充実を図るとともに、性犯罪・性暴力被害者等の支援についても取り組みます。</p> <p>◆県民への理解促進のための広報啓発活動の実施 ◆相談・支援体制の充実 ◆性犯罪・性暴力被害者等のための支援 ◆関係機関との連携の推進</p>

3 その他

県民、事業者、団体、市町村が実施すべき取組を明らかにした「あいち地域安全県民行動計画」については、この戦略と連動させる形で新たな計画を策定し、県民、事業者等と一体となって「県民総ぐるみ運動」を展開する。

【県民運動スローガン】 <3N(ない)>

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」

「犯罪を見逃さない」

